佐賀県告示第 222 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域 を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和7年10月24日から同年11月25日まで佐 賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

佐賀県知事 山 口 祥 義

、苦吸の種類	道路の区域			
道路の種類及び路線名	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 唐津北波多 線	唐津市重河内字薗田 610 番1 地先から 唐津市重河内字下川内 700 番 5 地先まで	後	71. 4~ 15. 3	209. 0
	唐津市重河内字薗田 610 番 1 地先から 唐津市重河内字下川内 700 番 5 地先まで	前	43.9~ 15.3	209. 0